

対象事業者に

最大 **7万円**
給付します!!

中小・小規模事業者
物価高騰等

対策支援金

令和7年

受付
期間

4.21 [月] ▶▶ **6.30** [月] (当日消印有効)

給付内容

エネルギー価格をはじめとした物価高騰による影響を受けている市内中小・小規模事業者に対し、事業継続に向けた経営の下支えとして当該影響を緩和するための支援金を給付します! (※用途の制限はありません)

法人

70,000円

個人

35,000円

給付要件

* ①～③の要件すべてを満たす事業者が対象です。

- ① 上尾市内で事業を行っている方で、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または小規模企業者に該当すること(個人事業者・フリーランスを含む)
- ② 市内に事業所又は事務所を有し、申請日の6か月以上前から継続して事業を営んでいること
- ③ 上尾市税の納税義務者であること

【対象外となる事業者】

- ・性風俗関連特殊営業を行うもの・暴力団等に関する事業者
- ・非営利法人・公益法人・医療法人・社会福祉法人・学校法人 など

申請方法

申請書※1と必要書類を用意し、**郵送**でご提出ください。

郵送先

〒330-0801

さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル8階(東武トップツアーズ(株)さいたま支店内)

中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金事務局 あて

※1 申請書の様式は、支援金ホームページからダウンロードまたは上尾市プラザ22・市役所本庁舎・各支所・出張所・上尾商工会議所に設置しています。

* **FAXおよび市役所・商工会議所の窓口での申請はできません。**

* 上尾市で実施している農業者、介護・障がい者・教育・保育施設等を対象とする物価高騰等対策支援金と重複して給付は受けられません。

上尾商工会議所
中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金事務局

事務局
代表番号

TEL **050-6883-4420**

受付時間：平日9:00～17:00(土日祝日除く)

支援金HP



最新の情報については
HPをご確認ください。

中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金 申請の手引き

1 事業の目的

エネルギー価格をはじめとした物価高騰による影響を受けている市内中小・小規模事業者に対し、事業継続に向けた経営の下支えとして当該影響を緩和するための支援金を給付します。

2 給付内容

法人 70,000円 個人事業主（フリーランスを含む） 35,000円

※1事業者につき1回限りとします。

※使途の制限はありません。事業継続に向け幅広い用途でご利用ください。

3 給付要件

下記の3つの要件すべてを満たす事業者が対象です。

- ① 上尾市内で事業を行っている方で、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または小規模企業者に該当すること（個人事業主・フリーランスを含む）
- ② 市内に事業所又は事務所を有し、該当事業所等において申請日の6か月以上前から継続して事業を営んでいること
- ③ 上尾市税の納税義務者であること

※上尾市で実施している、農業者、介護・障がい者・教育・保育施設等を対象とする物価高騰等対策支援金と重複して給付は受けられません。

※上尾市税の納税義務者とは、市民税（個人・法人）、固定資産税等を上尾市に納税している個人・法人を指します。

4 申請受付期間

令和7年4月21日（月）～6月30日（月）【当日消印有効】

5 申請方法

申請書と必要書類を郵送でご提出ください。

(1) 申請書

支援金ホームページからダウンロード

または、上尾市プラザ22・市役所本庁舎・各支所・出張所、上尾商工会議所に設置しています。

<https://www.ageocci.or.jp/bukkakoutou-shienkin/>

(2) 必要書類（すべてコピー可能）

共通	☐ 申請書 ☐ 振込口座の確認ができる書類（通帳などの写し）
法人	☐ 法人税確定申告書別表一（直近のもの） <u>*上尾商工会議所の会員は不要</u> ☐ 電子申告時の受信通知又はメール詳細 <u>*上尾商工会議所の会員は不要</u> ☐ 法人事業概況説明書表面（直近のもの） <u>*上尾商工会議所の会員は不要</u> ☐ 履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に取得したものに限り） <u>*上尾商工会議所の会員は不要</u>
個人	☐ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表及び第二表（令和6年分のもの） <u>*上尾商工会議所の会員は不要</u> ☐ 電子申告時の受信通知又はメール詳細 <u>*上尾商工会議所の会員は不要</u> ☐ 青色申告決算書又は収支内訳書（いずれも令和6年分のもの） <u>*上尾商工会議所の会員は不要</u> ☐ 本人確認書類 （運転免許証・マイナンバーカード・写真付き住民基本台帳カード・在留カード・特別永住者証明書・住民票(3か月以内)等の写し） ☐ 雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明《フリーランスの方のみ》 （業務委託契約書又は業務委託契約等契約申立書及び、支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し、報酬の支払いが分かる通帳の写しの書類の中からいずれか1つの書類）

※ 振込口座の確認ができる書類（通帳を開いた1・2ページ目の写しなど）

申請者と同一の名義の口座を指定してください。

法人の場合は、代表者の名義ではなく、法人名義の口座を指定してください。

ネット銀行等の場合は、口座名義人および口座情報がわかる画面のプリントアウトでも可能です。

※ 上尾商工会議所会員要件は、申請時点で会員として在籍し令和 6 年度及び経過年度分の未納会費が無いことです。

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表
所得税及び復興特別所得税の申告書又は申告内容確認票の右上部に、電子申告の受付日時と受付番号が印字されてあれば、収受日印の代わりとなります。

法人税確定申告書別表一 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表について

下記書類のいずれかをご用意ください。

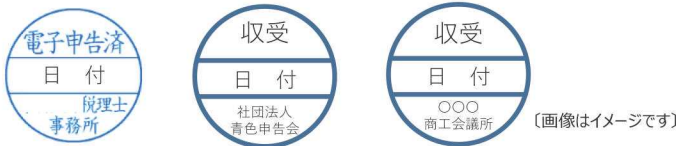
1. 電子申請された際の受信通知(受付日時・受付番号が記載されたもの)
～ e-tax(電子申請)の方 ～

「受付システムへログイン」ボタンからログインし、「メインメニュー」
「メッセージボックス一覧」内にある令和6年分の「所得税及び復興
特別所得税申告」をクリックすると『受信通知(メール詳細)』を確認
することができます。

～ 税理士に依頼されている方 ～

税理士が保管している可能性がありますので、税理士にご相談くだ
さい。“タイトル”が「受信通知」や「メール詳細」と記載がある書類に
なります。

2. 税理士、青色申告会、上尾商工会議所のスタンプが押された確定申告書



*確定申告書又は所得税及び復興特別所得税の申告内容
確認票の右上部に受付日時・受付番号の印字があるもの
に関しては、収受印の代わりとみなします。
《15ページ「9 よくある質問 Q19」を参照》

※ 青色申告の決算書又は白色申告の収支内訳書

青色申告決算書（1・2 ページ）又は白色申告の方は収支内訳書（1・2 ページ）の写し
青色申告決算書（収支内訳書）の事業所所在地に記入があるか、必ず確認して下さい。

事業所所在地が空欄の場合、10 ページ「9 よくある質問 Q5」に記載のある書類を提出して下さい。

※ 本人確認書類について

運転免許証に住所変更がある場合は、裏面の写しが必要です。

住民票の写しは3か月以内のものが有効です。

※ 雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明について《フリーランスの方のみ》

フリーランスの方は、雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明が必要です。

次の「業務委託契約書又は業務委託契約等契約申立書」及び、「支払調書、源泉徴収票、支払明細
書の写し、報酬の支払いが分かる通帳の写し」の書類の中からいずれか1つの書類を提出してく
ださい。なお、業務委託契約等を複数結んでいる場合には、任意の一つの業務委託契約等に関す
る書類を提出してください。

どちらか1つの写し		+	どれか1つの写し		
業務委託 契約書等	業務委託契約 等契約申立書		支払調書	源泉徴収票	支払明細 (署名又は記名押印)
			報酬の支払いが 分かる通帳		

(注) 同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者や支払者等の名称等から分
かるものに限りします。

6 提出送付先・問合せ先

<送付先>

〒330-0801

さいたま市大宮区土手町1-2 JA 共済埼玉ビル8階

(東武トップツアーズ(株)さいたま支店内)

中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金事務局 宛

※FAX および上尾市役所・上尾商工会議所の窓口での申請はできません。

<問合せ先>

事務局代表電話 050-6883-4420

受付時間：平日9:00～17:00（土日祝日除く）

ご注意ください！

給付要件を満たす者であっても、以下に該当する場合は給付することができませんので、あらかじめご確認をお願いします。

- ① 暴力団又は暴力団員が関与しているもの
- ② 公序良俗に反する事業又は公的な資金の用途として、社会通念上、不相当であると判断される事業を行っているもの（性風俗関連特殊営業など）
- ③ 法令等の許認可等が必要な業種であって、当該許認可を受けることなく営業しているもの
- ④ 国や地方公共団体が経営に直接又は間接に参画しているもの
- ⑤ 申請する事業、不動産又は雑（業務）収入金額が、給与収入金額を超えないもの。ただし、申請日より直近3か月の事業、不動産又は雑（業務）収入合計金額が、直近3か月の給与収入合計金額より多いものを除く。（14ページ 9よくある質問 Q17をご確認ください。）
- ⑥ その他、上尾商工会議所が不相当と認めるもの

7 手続きから給付までの流れ

事業者様 申請書・必要書類の送付



中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金事務局にて審査

※申請に不備等がある場合、追加書類の提出をお願いする場合があります。



支援金の振込

※後日、振込通知書をお送りします。（振込まで約1か月程度）

注意：提出された書類内容の確認や不備書類による再提出などにより、1か月を超える場合がございます。

必要書類確認フロー図



※6ページ チェックリストに記載の必要書類をご準備ください。

5ページ『必要書類確認フロー図』で算出された番号に記載されている書類をご準備ください。(コピー可)

必要書類	
①	☐ 申請書(第1号様式)
	☐ 振込口座の確認ができる書類
②	☐ 申請書(第1号様式)
	☐ 振込口座の確認ができる書類
	☐ 法人税確定申告書別表一(直近のもの)
	☐ 上記が電子申告の場合：受信通知又はメールの詳細
	☐ 法人事業概況説明書表面(直近のもの)
	☐ 履歴事項全部証明書
③	☐ 申請書(第1号様式)
	☐ 振込口座の確認ができる書類
	☐ 本人確認書類
④	☐ 申請書(第1号様式)
	☐ 振込口座の確認ができる書類
	☐ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表及び第二表(令和6年分)
	☐ 上記が電子申告の場合：受信通知又はメールの詳細
	☐ 青色申告決算書又は収支内訳書(いずれも令和6年分)
	☐ 本人確認書類
⑤	☐ 申請書(第1号様式)
	☐ 振込口座の確認ができる書類
	☐ 本人確認書類
	☐ 雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明
⑥	☐ 申請書(第1号様式)
	☐ 振込口座の確認ができる書類
	☐ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表及び第二表(令和6年分)
	☐ 上記が電子申告の場合：受信通知又はメールの詳細
	☐ 青色申告決算書又は収支内訳書(いずれも令和6年分)
	☐ 本人確認書類
	☐ 雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明
⑦	☐ 申請書(第1号様式)
	☐ 給付要件確認書(第2号様式)
	☐ 振込口座の確認ができる書類
	☐ 本人確認書類
	☐ 雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明
	☐ 直近3か月の雇用契約によらない事業活動からの収入を確認出来る書類
	☐ 直近3か月の給与収入を確認できる給与明細
⑧	☐ 申請書(第1号様式)
	☐ 給付要件確認書(第2号様式)
	☐ 振込口座の確認ができる書類
	☐ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表及び第二表(令和6年分)
	☐ 上記が電子申告の場合：受信通知又はメールの詳細
	☐ 青色申告決算書又は収支内訳書(いずれも令和6年分)
	☐ 本人確認書類
	☐ 雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明
	☐ 直近3か月の雇用契約によらない事業活動からの収入を確認出来る書類
	☐ 直近3か月の給与収入を確認できる給与明細

①の内容に相違が無い
ご確認ください

記入例

赤枠内をご記入ください

第1号様式（第5条関係）

中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金 給付申請書(裏面)

《① 申請者情報》 ※記載内容に修正がございましたら、修正箇所^①に二重線を引き赤色ボールペンで修正してください。
※記載されているデータは、令和7年3月31日時点のものです。

事業者名	フリガナ (有)上尾製作所	会員／非会員	会員	未
代表者の 肩書・氏名	フリガナ 上尾 太郎 ダイヒョウトリシマリヤク アゲ オ タ ロウ	事業者コード	00000	
郵便番号 所在地(住所)	〒 362-8703 埼玉県上尾市二ツ宮750	管理番号	00000	
電話番号	048-000-0000	FAX番号	048-000-0001	
担当者名	フリガナ アゲ オ タ ロウ 上尾 太郎	担当者番号 (携帯電話推奨)	080-0000-0000	
メールアドレス	taro@ageo.co.jp (本事業に関わるご連絡をさせていただく場合がございます。@tobutoptours.co.jpよりメールが受信できるようにお願いします。)			
区分	☒ 法人 ☐ 個人事業主			
業種	☐ 飲食業 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ サービス業 ☐ 製造業(食品) ☒ 製造業(食品以外) ☐ 運輸業 ☐ 不動産業 ☐ 建設・土木業 ☐ 観光業 ☐ 農業 ☐ 教育・保育 ☐ 介護・福祉 ☐ その他			

※黒のボールペンでご記入ください（消せるボールペンや鉛筆等は不可）
※下欄未記入がある場合、確認作業が発生するため 給付が遅くなります。

《② 申請金額》 ※法人は70,000円、個人事業主は35,000円に○をお付けください。

70,000円 ・ 35,000円

《③ 誓約事項》 ※表面の誓約事項をご確認のうえ、ご署名ください。

自 署 埼玉 一郎 日 付 令和7年 00 月 00 日

《④ 振込口座》

※法人の場合：法人名義の口座であること

※個人事業主の場合：代表者(申請者)と同一名義であること

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)
上尾 ①銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協	上尾 本・支店 本・支所 出張所 店番号	①普通 2当座	0 1 2 3 4 5 6
金融機関番号 0 0 0 0	口座名義人 カナ (又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。 ユ) アゲオセイサクシヨ		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※振込口座の確認ができる書類(通帳などのコピー)の添付を忘れず

事務局記入用 ※申請者は記入しないでください。

1. 給付 () 2. 不給付 (理由:) 3. 書類不備 (理由:)

記入例

第1号様式（第5条関係）

赤枠内をご記入ください

中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金 給付申請書(裏面)

※黒のボールペンでご記入ください（消せるボールペンや鉛筆等は不可）

※下欄未記入がある場合、確認作業が発生するため 給付が遅くなります。

《① 申請者情報》

事業者名	フリガナ カブシキガイシャ サイトマショウテン (株)埼玉商店	会員/非会員	会員・非 会 員
代表者の 肩書・氏名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク アゲ オ タ ロウ 代表取締役 上尾 太郎		
郵便番号 所在地(住所)	〒 362-8501 埼玉県上尾市本町3-1-1		
電話番号	048-000-0000	FAX番号	048-000-0001
担当者名	フリガナ アゲ オ タ ロウ 上尾 太郎	担当者番号 (携帯電話推奨)	080-0000-0000
メールアドレス	taro@ageo.co.jp (本事業に関わるご連絡をさせていただく場合がございます。@tobutoptours.co.jpよりメールが受信できるようにお願いします。)		
区分	☒ 法人 ☐ 個人事業主		
業種	☐ 飲食業 ☐ 卸売業 ☒ 小売業 ☐ サービス業 ☐ 製造業(食品) ☐ 製造業(食品以外) ☐ 運輸業 ☐ 不動産業 ☐ 建設・土木業 ☐ 観光業 ☐ 農業 ☐ 教育・保育 ☐ 介護・福祉 ☐ その他		

《② 申請金額》

※法人は70,000円、個人事業主は35,000円に〇をお付けください。

70,000円 ・ 35,000円

《③ 誓約事項》

※表面の誓約事項をご確認のうえ、ご署名ください。

自 署 上尾 太郎 日 付 令和7年 00 月 00 日

《④ 振込口座》

※法人の場合：法人名義の口座であること

※個人事業主の場合：代表者(申請者)と同一名義であること

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)
上尾 ①銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協	上尾 本・支店 本・支所 出張所	①普通 2当座	0 1 2 3 4 5 6
金融機関番号 0 0 0 0	店番号 0 0 0		
口座名義人 カナ (又はアルファベット) ※通帳の表記に合わせてください。	カ) サイトマショウテン		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※振込口座の確認ができる書類(通帳などのコピー)の添付を忘れず

事務局記入用 ※申請者は記入しないでください。

1. 給付 () 2. 不給付 (理由:) 3. 書類不備 (理由:)

8 その他注意事項

- (1) 申請書類の審査を行うため、申請者の市税等の申告・納付状況について事務局から関係機関に照会させていただく場合がございます。
- (2) 本事業に係る収支は適正に税務申告を行ってください。また、これらを帳簿に記録するとともに証拠書類を整理し、給付を受けた会計年度の翌会計年度から原則5年間保管してください。
- (3) 支援金の給付を受けた後に、要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに当該支援金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 本手引きやホームページに記載のない細部については、事務局の指示に従って対応するようお願いします。

9 よくあるご質問

Q 1. 履歴事項全部証明書はどこで入手できますか？

A 1. 法務局の窓口にて交付申請を行ってください。

詳しくは法務局にお問合せください。

* 重要事項全部証明書とは異なります。お間違いにご注意ください。

Q 2. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または小規模企業者とは？

A 2. 下記をご参照ください。

業種分類	中小企業者の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
業種分類	小規模企業者の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

Q 3. 登記上の本店が市内（住所が市内の個人）で、実際の営業実態は市外です。
支援金の給付対象ですか？

A 3. あくまで上尾市内に営業実態があることが条件です。登記上（住民票上）の住所が
市内であっても、市内で営業をしていない方は対象外となります。

Q 4. 市外に事業所や営業所を有していますが、経理を自宅（市内）でおこなっています（又は自宅に一部物品を保管しています）。支援金の給付対象ですか？

A 4. 市内に営業実態があると判断できないため対象外となります。

Q 5. 給付要件の“上尾市内に事業所又は事務所がある”とは？

A 5. **法人**

税務署に提出した「法人税確定申告書別表一」に記載されている納税地の住所が上尾市内である法人を指します。

個人事業主

税務署に提出した「青色申告決算書又は収支内訳書」や「個人事業の開業届出書」に記載されている事業所所在地の住所が上尾市内である個人事業者を指します。

* 上記の納税地・事業所所在地が市外であっても、明らかに上尾市内に営業所在地があることを確認でき、上尾市税の納税義務者である場合は、支援金の給付を受けることができます。以下のものを提出してください。

法人

次のA・Bから1種類ずつ、計2種類の写しを提出してください。

A：事業活動上不可欠な支出に係る証明書の写し

例) 市内にある事業所の賃貸借契約書、上尾市内での利用がわかる公共料金の支払い証明など

B：出店証明又は営業許可書に類する書類の写し

例) 営業許可書、公開されている事業活動の場所が分かるもの（HPの写し等）

個人事業主

開業届の控え又は、上尾市内に営業所在地が確認できる書類の写し

例) 取引に関する契約書の写し、事業上の取引を確認できる通帳の写し、取引先発行の伝票類の写し等

開業届を提出していない飲食店、古物商などの場合は、営業許可書に類する書類と公共料金の支払い証明の写し等

Q 6. 上尾市税の納税義務者について教えてください。

A 6. 上尾市税の納税義務者とは、市民税（個人・法人）、固定資産税等を上尾市に納税をしている個人・法人を指します。

Q 7. NPO法人は支援金の給付対象ですか？

A 7. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者・小規模企業者ではないので、対象外となります。

対象となる法人は下表のとおりです。

会社法上の会社等	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社 (特例)有限会社(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
士業法人	弁護士法に基づく弁護士法人 公認会計士法に基づく監査法人 税理士法に基づく税理士法人 行政書士法に基づく行政書士法人 司法書士法に基づく司法書士法人 弁理士法に基づく特許業務法人 社会保険労務士法に基づく社会保険労務士法人 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人

Q 8. 医療法人は給付の対象になりますか？

A 8. 医療法人は中小企業基本法上の中小企業者又は小規模企業者ではないので、対象外となります。個人開業医は対象になります。

Q 9. 農業者ですが、支援金の給付対象ですか？

A 9. 農業収入が50万円以上ある農家については上尾市農政課が行っている「農業者物価高騰等対策支援金」で対象となる可能性がありますので、上尾市農政課（048-775-7384）へお問合せください。なお、農業収入が50万円未満の農業者については、他の収入の状況等も確認した上で、農業で生計を立てている、事業性があることが確認できる場合においては、中小・小規模事業者として本支援金の対象となる可能性があります。

Q 10. 他の事業による給付を受けていますが、この支援金はもらえますか？

A 10. 上尾市で実施している、農業者、介護・障がい者・教育・保育施設等を対象とした物価高騰等対策支援金を実施しておりますが、それらと重複して本事業の給付を受けることはできません。それ以外の支援金や補助金については特段の制限はありません。

※申請書類の審査を行うため、申請者の申請情報について事務局から関係機関に照会させていただく場合がございます。

Q 1 1. 市内に店舗を2つ以上有する場合、給付額はようになりますか？

A 1 1. 店舗が複数あっても、1事業者につき法人70,000円、個人35,000円となります。

Q 1 2. 個人事業で美容院を営んでいますが、開業時に開業届を出していません。
どのような追加書類が必要ですか？

A 1 2. 保健所へ営業許可申請を行っているはずなので、営業許可証の写しを送付してください。その他の業種を営んでいる事業者は、営業許可証に類する書類の写し等を送付してください。

Q 1 3. 市内の法人（個人）と業務委託契約等を締結して、個人事業者（フリーランス）として活動しています。給付を受けるために、どのような追加書類が必要ですか？

A 1 3. 開業届の控えの写し（事業所又は事務所所在地が上尾市内であること）並びに、雇用関係にないことの証明として、「業務委託契約書又は業務委託契約等契約申立書」及び、「支払調書、源泉徴収票・支払明細書の写し」「報酬の支払いが分かる通帳の写し」の書類の中からいずれか1つの書類を提出してください。当該法人（個人）との契約書のみでは、事業所等の所在地が上尾市内であると認められません。

どちらか1つの写し		+	どれか1つの写し			
業務委託契約書等	業務委託契約等契約申立書		支払調書	源泉徴収票	支払明細 (署名又は記名押印)	報酬の支払いが 分かる通帳

※「フリーランス」とは、実店舗がなく、雇人もいない自営業主や一人社長であって、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得るものとなります。

(厚生労働省・『フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン』2ページ「フリーランスの定義」より抜粋)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000759477.pdf>

Q 1 4. 保険のセールスを行っています。支援金の給付対象ですか？

A 1 4. 保険代理店と雇用関係がなく、所得税の事業又は雑（業務）収入で確定申告をしている場合は対象です。雇用関係にないことの証明として、「業務委託契約書又は業務委託契約等契約申立書」及び「支払調書、源泉徴収票・支払明細書の写し」「報酬の支払いが分かる通帳の写し」の書類の中からいずれか1つの書類が必要になります。

どちらか1つの写し		+	どれか1つの写し			
業務委託契約書等	業務委託契約等契約申立書		支払調書	源泉徴収票	支払明細 (署名又は記名押印)	報酬の支払いが 分かる通帳

Q 1 5. 不動産の賃貸収入がありますが、給付対象となりますか？

A 1 5. 不動産賃貸を業として営んでいる者に限り対象となります。社会通念上、事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって判断します。次のいずれかの基準に当てはまれば、原則、事業として行われているものとして取り扱います。

(1) 貸間、アパート等については、貸与できる独立した室数がおおむね10室以上であること。

(2) 独立家屋の貸付けについては、おおむね5棟以上であること。

((1)、(2)の根拠：所得税基本通達26-9)

(3) 駐車場の貸付けについては、おおむね50台以上であること。

必要に応じてこれらの実態を証明する書類（賃貸借契約書等）の提出をお願いします。

* 不動産の家賃収入がある方は、青色申告決算書または収支内訳書の二面を必ずご提出ください。

Q 1 6. 令和6年12月に創業し、まだ確定申告をしていません。支援金の給付対象ですか？

A 1 6. 申請日の6か月以上前から継続して事業を営んでいると認められる場合は対象です。

以下の書類を提出して下さい。

法人

次のA・Bから1種類ずつ、計2種類の写しを提出してください。

A：事業活動上不可欠な支出に係る証明書の写し

例) 市内にある事業所の賃貸借契約書、上尾市内での利用がわかる公共料金の支払い証明など

B：出店証明又は営業許可書に類する書類の写し

例) 営業許可書、公開されている事業活動の場所が分かるもの（HPの写し等）

個人事業主

開業届の控え又は、上尾市内に営業所在地が確認できる書類の写し

例) 取引に関する契約書の写し、事業上の取引を確認できる通帳の写し、取引先発行の伝票類の写し等

開業届を提出していない飲食店、古物商などの場合は、営業許可証に類する書類と公共料金の支払い証明の写し等

Q 1 7. 令和 6 年の事業収入金額が、給与収入金額を超えていません。しかしながら令和 7 年 2 月・3 月・4 月の事業、不動産又は雑（業務）収入合計金額が、同月の給与収入合計金額より多い場合、支援金の給付対象ですか？

A 1 7. 申請する事業、不動産又は雑（業務）収入金額が、給与収入金額を超えていない場合、申請日より直近 3 か月の事業、不動産又は雑（業務）収入合計金額が、直近 3 か月の給与収入合計金額より多い場合は対象です。

以下の書類を提出してください。

中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金給付要件確認書（第 2 号様式）【1 8 ページをご確認ください】かつ、申請日より直近 3 か月分の事業、不動産収入金額がわかる売上台帳又は、雑（業務）収入合計金額がわかる業務委託契約書、業務委託契約等契約申立書、支払調書、源泉徴収票、支払明細書の写し又は、報酬の支払いが分かる通帳の写しの中からいずれか 1 つの書類及び、給与収入合計金額がわかる給与明細書の提出をお願いします。

どちらか 1 つの写し		+	どれか 1 つの写し				+	給与明細書の写し
業務委託契約書等	業務委託契約等契約申立書		支払調書	源泉徴収票	支払明細 (署名又は記名押印)	報酬の支払いが分かる通帳		

Q 1 8. 上尾市内で事業を行っていますが、収入的に厳しく副業として給与収入があります。所得税及び復興特別所得税の確定申告書に給与収入が記載されていますが、支給の対象となりますか？

A 1 8. 事業収入の金額が、給与収入の金額を上回っていれば、支給対象です。

例えば、事業収入金額が 1 0 1 万円で、給与収入金額が 1 0 0 万円ならば、支給対象です。

Q 1 9. 税務署にてスマホ申告したため、申告書の控えがありません。

A 1 9. 申告した際に発行された「所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票」を提出してください。但し、右上に「受付日時」「受付番号」が記載されたものに限ります。「所得税及び復興特別所得税の申告内容確認票」の保存した場所を確認する方法は、支援金ホームページにてご確認ください。

令和6年分の申告内容確認票

受付日時: [] 受付番号: []

氏名: []

住所: []

事業内容: []

収入金額等: []

支出金額等: []

税額: []

復興特別所得税額: []

合計: []

Q 2 0. 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を書面で税務署に提出した場合、令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつが廃止になり、自社にある令和6年分の確定申告書等に収受日付印がありません。支援金申請で提出書類不備となり、申請できませんか？

A 2 0. 提出書類としては収受日付印が無くても、問題ございません。

(令和6年の所得税及び復興特別所得税の確定申告を電子申請した方は除く。詳しくはP.3をご参照ください)

ただし、事業実態を確認させていただきますので、審査が通常よりも長くなり、給付までに時間を要する場合がございます。

※申請書類の審査のため、申請者の申請情報について事務局から関係機関に照会させていただきます場合がございます。

Q 2 1. 白色申告をしていますが、収支内訳書を作っていません。 代替え書類を教えてください。

A 2 1. 所得税及び復興特別所得税の申告書第一表及び第二表、並びに開業届の控えの写しを添付し提出してください。

Q 2 2. 開業しておりますが、開業届を提出していません。

A 2 2. 申請日の6か月以上前から事業を営んでいる事が客観的に確認できる資料を提出してください。

例：取引に関する契約書の写し、事業上の取引を確認できる通帳の写し、
取引先発行の伝票類の写しなど
開業届を提出していない飲食店、古物商などの場合は、営業許可証に類する書類と公共料金の支払い証明の写し等

Q 2 3. 開業届が手元にありません。どうしたらいいですか？

A 2 3. 税務署に「保有個人情報開示請求書」を提出して再発行を申請してください。

Q 2 4. 確定申告の際、雑収入（その他）で申告しています。対象ですか？

A 2 4. 雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明が必要です。「業務委託契約書等又は業務委託契約等契約書」及び、「支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し」「報酬の支払いが分かる通帳の写し」の中からいずれか1つの書類を提出してください。

どちらか1つの写し		+	どれか1つの写し		
業務委託契約書等	業務委託契約等契約申立書		支払調書	源泉徴収票	支払明細 (署名又は記名押印)
					報酬の支払いが 分かる通帳

Q 2 5. 本支援金は課税されますか？

A 2 5. 本支援金は事業者支援として性質上、課税扱い（雑収入）となります。しかし、支援金の給付も含めた1年間の収支等から必ずしも税負担が生じない場合もあります。

Q 2 6. 申請して何日間で支給されますか？

A 2 6. 提出していただいた書類に不備がなければ、概ね1か月程度で振込予定です。振込前に振込通知書を発送いたします。

※提出された書類内容の確認や不備書類による再提出などにより、1か月を超える場合がございます。

Q 2 7. 書類に不備があった場合には、事務局から連絡がありますか？

A 2 7. 申請書類に不備があった場合には、下記の電話番号からご連絡させていただく場合があります。

事務局番号 0 5 0 - 6 8 8 3 - 4 4 2 0

(発信専用番号：0 9 0 - 3 1 1 4 - 1 7 8 6 ・ 0 9 0 - 7 3 4 9 - 1 6 8 6)

『給付要件確認申請書』を利用する場合は、本ページをコピーしてご利用ください。
 支援金ホームページよりダウンロードしてご利用いただくことも可能です。
<https://www.ageocci.or.jp/bukkakoutou-shienkin/>

第2号様式（第5条関係）

中小・小規模事業者物価高騰等対策支援金 給付要件確認申請書

事業所名		代表者の 肩書・氏名	
------	--	---------------	--

支援金申請月 = 月

事業・不動産・雑(業務)収入金額			給与収入金額			
令和7年	月	円	令和7年	月	円	
_____	_____	_____	_____	_____	_____	
令和7年	月	円	令和7年	月	円	
_____	_____	_____	_____	_____	_____	
令和7年	月	円	令和7年	月	円	
_____	_____	_____	_____	_____	_____	
合計金額			>	合計金額		

提出書類（写）

※ 申請月より直近3か月の事業または雑（業務）収入合計金額が、直近3か月の給与収入合計金額より多い申請者は、①～⑦のいずれか1つ、及び⑧の添付が必要です。

- ☐

① 事業、不動産収入合計金額がわかる売上台帳

☐

② 雑（業務）収入合計金額がわかる業務委託契約書の写し

☐

③ 雑（業務）収入合計金額がわかる業務委託契約等契約申立書の写し

☐

④ 雑（業務）収入合計金額がわかる支払調書の写し

☐

⑤ 雑（業務）収入合計金額がわかる源泉徴収票の写し

☐

⑥ 雑（業務）収入合計金額がわかる支払明細書の写し

☐

⑦ 報酬の支払いが分かる通帳の写し

+

☐

⑧ 給与収入合計金額がわかる給与明細書の写し

中小・小規模事業者
物価高騰等
対策支援金

FAQ

Q. 申請に必要な書類は？

共通

+

法人の場合

- ☐ 申請書(第1号様式)
- ☐ 振込口座の確認ができる書類(通帳を開いた1・2ページ目の写しなど)

- ☐ 法人税確定申告書別表一(直近のもの) ※上尾商工会議所の会員は不要
- ☐ 電子申告時の受信通知又はメール詳細 ※上尾商工会議所の会員は不要
- ☐ 法人事業概況説明書表面(直近のもの) ※上尾商工会議所の会員は不要
- ☐ 履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内に取得したものに限り)
※上尾商工会議所の会員は不要

個人事業者 (フリーランスを含む) の場合

- ☐ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書第一表及び第二表(令和6年分のもの)
※上尾商工会議所の会員は不要
- ☐ 電子申告時の受信通知又はメール詳細 ※上尾商工会議所の会員は不要
- ☐ 青色申告決算書 又は 収支内訳書(いずれも令和6年分のもの)
※上尾商工会議所の会員は不要
- ☐ 本人確認書類(運転免許証・住民票(3か月以内)・マイナンバーカードの写し)
- ☐ 雇用契約によらない事業活動からの収入であることの証明《フリーランスの方のみ》
(業務委託契約書又は業務委託契約等契約申立書、及び、支払調書・源泉徴収票・支払明細書の写し、報酬の支払いが分かる通帳の写し の書類の中からいずれか1つの書類)

*提出された書類は返却できませんので、申請書以外は必ずコピーしたものを添付してください。
*申請された内容を確認・審査するため、必要に応じて添付書類の追加や現地調査を行う場合があります。
*支援金は、審査終了後に順次、指定口座へお振込みします。振込日は、振込通知書でお知らせします。
*上尾商工会議所会員の要件は、申請時会員として在籍し令和6年度および経過年度分の未納会費が無いことです。

Q. 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者または小規模企業者とは？



業種分類	中小企業者の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
業種分類	小規模企業者の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

Q. そのほか、申請に関するお困りごとは？

事務局代表番号(050-6883-4420)まで、お問い合わせください。

